



弁護士 向井 蘭  
社若経営法律事務所

## Vol.38

### ★病気休暇問題で会社が勝訴した事例

#### 1 病気休暇についての現状

病気休暇に関するトラブルは年々増加している印象があります。中国律师の先生に相談しても「病気休暇問題は難しい。解雇はできません。」と回答されることが多いかと思います。

しかし、放置して良い問題ではなく、経営者としての姿勢を見せる必要があります。以下の事例は上海の内資企業のものです。診断書をおそらく偽造しており、日系企業ではここまでひどいものはないと思いますが、ご紹介いたします。

#### 2 事例

2009年12月14日王さん入社（人事担当経理）

2014年2月19日【王さん】高熱で2日休むとショートメールで会社に通知

2月20日 【王さん】ショートメールで「医者から1週間休めと言われたので休んでいいか」

2月21日 【総経理】ショートメールで「いいですよ」

2月24日 【総経理】ショートメールで「2月26日には出勤してください」

2月25日 【王さん】「私は一週間の病気休暇をいただきました。もし急な仕事があれば、他の同僚に仕事をさせてください」

【総経理】「先週の病気休暇の証明書を送ってください」

2月25日夜 【王さん】電子メールで「医師から二週間休みなさいと言われました。二週間の病気休暇を取ります」

2月28日早朝 【総経理】電子メールで「あなたは何の病気なのですか？これほど休む必要はありますか？」

3月17日 【王さん】電子メールで「継続して休むことになりました。病院の診断書を添付します。」診断書には「急性胃腸炎 2月19日から2月21日」「腰椎間盤突出 2月24日から3月2日 3月3日から3月16日 3月17日から3月31日」との記載がありました。

3月25日 【総経理】電子メールで「あなたのこれまでの病院での検査記録、治療記録、受付票を全て出してください。」

しかし、王さんからは何も反応はありませんでした。

4月1日 【王さん】ショートメールで「今日病院に行きました。再び一ヶ月休むように言われました。」添付ファイルには「腰椎間盤突出 4月1日から4月30日 4月30日から5月31日まで」と記載された診断書がありました。

会社は、これはあまりひどすぎると考え、徹底的に闘うことになりました。

5月8日 総経理は文書で「各診断書に記載されている医療カードの番号が違うこと、受付票の番号からすると実際の通院間隔が合わないこと、病院の判断に問題がある可能性があることから、今日に至るまでの全ての診断書と受付票の原本を提出しなさい。反論があるなら反論しなさい。5月15日まで資料を提出しなければ現在の資料を元に判断をすること、説得的な反論ができなければ解雇を含む重大な処分を行う。」と通知しました。

しかし、王さんからは何の反応もありませんでした。

5月14日、総経理は同僚を通じてショートメールで「早く資料を出しなさい。いつになつたら提出するのか」と督促をしました。

5月15日、総経理は快递を派遣して、資料を提出するように促しましたが、王さんはこれを無視しました。

5月23日、会社は、重大な規律違反を犯したということを理由に王さんに解雇を通知しました。

王さんはこれを不服として二倍の経済補償金を支払うように求め、労働仲裁を申請しました。

### 3 判断

労働仲裁では会社は敗訴し、二倍の経済補償金13万5972元を支払えとの仲裁裁決が出ました。

会社はこれを不服として人民法院に上訴しました。

裁判所の判断は以下のとおりです。

- 会社の就業規則には「病気休暇を申請する場合は、上級主管に書面で提出

すること。申請書には診断した病院の診療記録の他、病気休暇証明書を添付すること」との記載があった。

- 労働者は、誠実に労務を提供し規則を遵守する義務があるが、王氏は会社の求めに何ら応じておらず、反論もしていない。

- 裁判においても、王氏は何ら会社の求める資料を提出していない。

- 王氏の行為は無断欠勤をしていると同視することができるため、重大な規則違反となり、解雇は有効である。

王氏はこれを不服として高等人民法院に上訴しましたが、一審の結論は維持され、解雇は有効となりました。

### 4 日系企業において参考になる点

いかがでしょうか？なかなかここまでひどい事例はないかと思いますが、総経理の執念は参考になります。二審の結論ができるまで足掛け二年がかかっております。時間と弁護士費用を考えるとそれほど割に合わないかもしれません、ここまで執念をもって病気休暇社員と対峙したら、他の従業員は偽病気休暇を申請する気にはなりません。「私は絶対に許さない」というメッセージを行動で示すことも時には必要ではないかと思います。

お気軽にご相談下さい（10:00～17:00）

日本：杜若経営法律事務所

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲諮詢有限公司（弁護士向井宛）

TEL +86+(21)6407-8585(内線 320)